

フォークリフト運転技能講習が「教育訓練給付制度対象」となりました！

令和3年4月より当協会が主催するフォークリフト運転技能講習が教育訓練給付制度の対象となり、一定の条件を満たす雇用保険の被保険者等が受講し修了した場合、申請により受講料の一部がハローワークから支給されることとなりました。

Bコース（31時間）が対象です。

在職者…受講料を個人で支払った場合は対象となります。

雇用保険の被保険者期間が3年以上（初回に限り1年以上）で、個人が支払った受講料の20%に相当する金額が支給されます。

失業者…離職した日から1年以内の方が対象で、支払った受講料の20%に相当する金額が支給されます。

講習修了後、1ヶ月以内にハローワークに申請（申請書は当協会に準備してあります）

詳しくは、下記の厚生労働省ホームページを参照ください。

・教育訓練給付制度

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

・一般教育訓練給付金についてのリーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000588319.pdf>

・一般教育訓練給付金に関する Q&A

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197028.html>